

議案第74号

多可町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

多可町手数料条例（平成 17 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の規定に基づく手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあっては、1 通につき 200円
(2)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750円
(3)	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき 350円
(4)	除かれた戸籍に記載した事項の証明	1 件につき 450円
(5)	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明証の交付	1 通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400円
(6)	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理	書類 1 件につき 350円

	した書類の閲覧	
--	---------	--

## 2 身分等関係証明手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1 件につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあつては、戸籍の附票の写し 1 件につき 200円
(2)	個人番号カードの再交付	1 枚につき 800円
(3)	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1 件につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあつては、住民票の写し 1 件につき 200円
(4)	住民票記載事項の証明	1 件につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあつては、1 枚につき 200円
(5)	住民基本台帳の閲覧	1 件につき 300円
(6)	印鑑登録証の交付	1 件につき 300円
(7)	印鑑登録証の再交付	1 件につき 500円
(8)	印鑑登録証明書の交付	1 枚につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあつては、1 枚につき 200円
(9)	身分証明	1 枚につき 300円
(10)	本籍、住所又は居所に関する証明	1 件につき 300円
(11)	埋火葬に関する証明	1 件につき 300円

## 3 税務関係証明手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	課税証明・納税証明	1 件につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあっては、課税証明 1 件につき 200円
(2)	土地に関する証明	1 枚につき 300円
(3)	建物に関する証明	1 枚につき 300円
(4)	営業又は職業に関する証明	1 枚につき 300円
(5)	町税資料に基づく証明	1 件につき 300円

4 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）等の規定に基づく申請手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	住宅用家屋の証明	1 件につき 1,300円
(2)	優良住宅地の造成の認定	1 件につき 86,000円
(3)	優良住宅新築の認定	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 1 件につき 6,200円 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 1 件につき 8,600円 500平方メートルを超えるとき 1 件につき 13,000円

5 屋外広告物条例（平成 4 年兵庫県条例第 22 号）の規定に基づく許可申請手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	はり紙・はり札	100枚につき 300円 100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
(2)	看板並びに広告板及び広告塔（ネオ	5 平方メートル未満のもの

	ンサインその他電飾設備を有するものを含む。以下同じ。)によるもの	1枚又は1基につき 1,000円 5平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1枚又は1基につき 2,000円 10平方メートル以上のもの 1枚又は1基につき 3,000円 ただし、15平方メートルを超えるものは、3,000円に15平方メートルを超える5平方メートル又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。
(3)	アーチによるもの	1基につき 4,000円
(4)	宣伝車	1台につき 2,000円
(5)	アドバルーン	1個につき 800円
(6)	電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円
(7)	標識利用広告物	1個につき 300円
(8)	車体利用広告物	1個につき 300円
(9)	広告幕	1枚につき 300円
(10)	立看板	1個につき 300円
(11)	のぼり・旗	1個につき 300円
(12)	その他の広告物	1枚、1基又は1個につき 300円

6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新 若しくは再交付	1件につき 3,400円

7 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の規定に基づく手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	犬の登録申請	1頭につき 3,000円
(2)	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円

(3)	犬の鑑札の再交付	1 件につき	1,600円
(4)	狂犬病予防注射済票の再交付	1 件につき	340円

#### 8 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定に基づく手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額	
(1)	自動車の臨時運行許可	1 両につき	750円

#### 9 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に関する手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額	
(1)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1 件につき	20,000円
(2)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1 件につき	10,000円
(3)	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合	1 件につき 20,000円
		イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合	1 件につき 30,000円
(4)	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合	1 件につき 10,000円
		イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合	1 件につき 15,000円
(5)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所	1 件につき	14,000円

	が町の区域内にある場合に限る)の申請に対する審査		
(6)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の更新の申請に対する審査	1件につき	7,000円

#### 10 その他手数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額		
(1)	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1枚につき	300円	
(2)	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき	300円	
		1時間を超えるときは、1時間までごとに300円を加算した額とする。		
(3)	農地に関する証明	1件につき	300円	
(4)	被害証明	1件につき	300円	
(5)	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	単色刷り	A3まで	1枚20円
			A3超	1枚50円
		多色刷り	A3まで	1枚100円
(6)	その他の証明	1件につき	300円	

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町手数料条例の新旧対照表

現 行		改 正	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の規定に基づく手数料		1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の規定に基づく手数料	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
<u>1</u> 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450円 ただし、専用の証明書発行端末機による場合には、1 通につき200円	<u>(1)</u> 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合には、1 通につき200円
<u>2</u> 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750円	<u>(2)</u> 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750円
<u>3</u> 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき 350円	<u>(3)</u> 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき 350円
<u>4</u> 除かれた戸籍に記載した事項の証明	1 件につき 450円	<u>(4)</u> 除かれた戸籍に記載した事項の証明	1 件につき 450円
<u>5</u> 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づ	1 通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様	<u>(5)</u> 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規	1 通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様



現 行			改 正		
	く届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明証の交付	式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円		定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明証の交付	式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円
<u>6</u>	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	書類1件につき 350円		<u>(6)</u> 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	書類1件につき 350円
<u>身分等関係証明手数料</u>			<u>2 身分等関係証明手数料</u>		
				手数料を徴収する事務	手数料の金額
<u>7</u>	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあっては、戸籍の附票の写し1件につき200円	<u>(1)</u>	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあっては、戸籍の附票の写し1件につき200円
<u>8</u>	個人番号通知カードの再交付	1枚につき 500円		<u>(2)</u> 個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
<u>9</u>	個人番号カードの再交付	1枚につき 800円		<u>(3)</u> 住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあっては、住民票の写し1件につき200円
<u>10</u>	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあっては、住民票の写し1件につき200円		<u>(4)</u> 住民票記載事項の証明	1件につき 300円 ただし、専用の証明書発行端末機又は多機能端末機による場合にあっては、住民票の写し1件につき200円
<u>11</u>	住民票記載事項の証明	1件につき 300円		<u>(5)</u> 住民基本台帳の閲覧	1件につき 300円
<u>12</u>	住民基本台帳の閲覧	1件につき 300円			

現 行				改 正			
13	印鑑登録証の交付	1 件につき	300円	(6)	印鑑登録証の交付	1 件につき	300円
14	印鑑登録証の再交付	1 件につき	500円	(7)	印鑑登録証の再交付	1 件につき	500円
15	印鑑登録証明書の交付	1 枚につき	300円	(8)	印鑑登録証明書の交付	1 枚につき	300円
		ただし、専用の証明書発行 端末機による場合にあつて は、1 枚につき200円				ただし、専用の証明書発行 端末機又は多機能端末機に よる場合にあつては、1 枚 につき200円	
16	身分証明	1 枚につき	300円	(9)	身分証明	1 枚につき	300円
17	本籍、住所又は居所に関する証明	1 件につき	300円	(10)	本籍、住所又は居所に関する証明	1 件につき	300円
18	埋火葬に関する証明	1 件につき	300円	(11)	埋火葬に関する証明	1 件につき	300円
税務関係証明手数料				3 税務関係証明手数料			
19	課税証明・納税証明	1 件につき	300円		手数料を徴収する事務	手数料の金額	
		ただし、専用の証明書発行 端末機による場合にあつて は、課税証明 1 件につき200 円		(1)	課税証明・納税証明	1 件につき	300円
20	土地に関する証明	1 枚につき	300円			ただし、専用の証明書発行 端末機又は多機能端末機に よる場合にあつては、課税 証明 1 件につき200円	
21	建物に関する証明	1 枚につき	300円	(2)	土地に関する証明	1 枚につき	300円
22	営業又は職業に関する証明	1 枚につき	300円	(3)	建物に関する証明	1 枚につき	300円
23	町税資料に基づく証明	1 件につき	300円	(4)	営業又は職業に関する証明	1 枚につき	300円
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等の規定に基づく申請手数料				(5)	町税資料に基づく証明	1 件につき	300円
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等の規定に基づく申請手数料				4 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等の規定に基づく申請手数料			
					手数料を徴収する事務	手数料の金額	
24	住宅用家屋の証明	1 件につき	1,300円	(1)	住宅用家屋の証明	1 件につき	1,300円
25	優良住宅地の造成の認定	1 件につき	86,000円	(2)	優良住宅地の造成の認定	1 件につき	86,000円
26	優良住宅新築の認定	新築住宅の床面積の合計が 100平方メートル以下のとき		(3)	優良住宅新築の認定	新築住宅の床面積の合計が 100平方メートル以下のと き	



現 行				改 正			
		方メートル又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。				平方メートル又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
29	アーチによるもの	1基につき	4,000円	(3)	アーチによるもの	1基につき	4,000円
30	宣伝車	1台につき	2,000円	(4)	宣伝車	1台につき	2,000円
31	アドバルーン	1個につき	800円	(5)	アドバルーン	1個につき	800円
32	電柱・街灯利用広告物	1個につき	300円	(6)	電柱・街灯利用広告物	1個につき	300円
33	標識利用広告物	1個につき	300円	(7)	標識利用広告物	1個につき	300円
34	車体利用広告物	1個につき	300円	(8)	車体利用広告物	1個につき	300円
35	広告幕	1枚につき	300円	(9)	広告幕	1枚につき	300円
36	立看板	1個につき	300円	(10)	立看板	1個につき	300円
37	のぼり・旗	1個につき	300円	(11)	のぼり・旗	1個につき	300円
38	その他の広告物	1枚、1基又は1個につき	300円	(12)	その他の広告物	1枚、1基又は1個につき	300円
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく手数料				6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく手数料			
					手数料を徴収する事務		手数料の金額
39	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1件につき	3,400円	(1)	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1件につき	3,400円
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の規定に基づく手数料				7 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の規定に基づく手数料			
					手数料を徴収する事務		手数料の金額
40	犬の登録申請	1頭につき	3,000円	(1)	犬の登録申請	1頭につき	3,000円
41	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円	(2)	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円
42	犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円	(3)	犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円
43	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円	(4)	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく手数料				8 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく手数料			
					手数料を徴収する事務		手数料の金額
44	自動車の臨時運行許可	1両につき	750円	(1)	自動車の臨時運行許可	1両につき	750円

現 行				改 正			
介護保険法（平成9年法律第123号）に関する手数料				9 介護保険法（平成9年法律第123号）に関する手数料			
					手数料を徴収する事務		手数料の金額
45	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1 件につき	20,000円	(1)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1 件につき	20,000円
46	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1 件につき	10,000円	(2)	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1 件につき	10,000円
47	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1 件につき	20,000円	(3)	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1 件につき	20,000円
		イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1 件につき	30,000円			イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1 件につき	30,000円
48	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1 件につき	10,000円	(4)	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1 件につき	10,000円
		イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1 件につき	15,000円			イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1 件につき	15,000円
49	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1 件につき	14,000円	(5)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1 件につき	14,000円

現 行				改 正			
50	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1 件につき	7,000円	(6)	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1 件につき	7,000円
その他手数料				10 その他手数料			
				手数料を徴収する事務			
				手数料の金額			
51	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1 枚につき	300円	(1)	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1 枚につき	300円
52	公簿、公文書又は図面の閲覧	1 件につき 1 時間を超えるときは、1 時間までごとに300円を加算した額とする。	300円	(2)	公簿、公文書又は図面の閲覧	1 件につき 1 時間を超えるときは、1 時間までごとに300円を加算した額とする。	300円
53	農地に関する証明	1 件につき	300円	(3)	農地に関する証明	1 件につき	300円
54	被害証明	1 件につき	300円	(4)	被害証明	1 件につき	300円
55	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	単色刷	A 3 まで 1 枚20円	(5)	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	単色刷	A 3 まで 1 枚20円
			A 3 超 1 枚50円				A 3 超 1 枚50円
		多色刷	A 3 まで 1 枚100円			多色刷	A 3 まで 1 枚100円
56	その他の証明	1 件につき	300円	(6)	その他の証明	1 件につき	300円